

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和 58 年(1983 年)に福祉都市宣言を行い、昭和 59 年(1984 年)に障害者福祉の実現に向け「防府市障害者対策長期計画」を策定しました。その後、平成 8 年(1996 年)に「防府市障害者対策新長期計画」を、平成 15 年(2003 年)、平成 23 年(2011 年)には前計画期間の満了に合わせ、それぞれ第三次及び第四次の「防府市障害者福祉長期計画」を策定し、各種の障害福祉施策を展開してきました。

国においては、障害者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、平成 23 年(2011 年)の「障害者基本法」の改正をはじめ、平成 24 年(2012 年)には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に改正、平成 25 年(2013 年)の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」という。）」の改正等、障害のある人が地域で生活するために包括的な支援体制の充実を図るうえでの障害福祉に関する法令面の整備を進めました。

これらの整備により、国内の障害者制度の充実がなされたことから、国は平成 26 年(2014 年)に、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めている「障害者の権利に関する条約」を締結し、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することとしました。

このような国による改革の方向、社会情勢の変化等に対応し、また、市の最上位計画である防府市総合計画を踏まえ、本市の障害者施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、障害のある人が安心でき、生きがいをもって生活できる地域社会の実現に向けた施策の推進を図るために、計画最終年度を迎えた現行計画を見直し、「第五次防府市障害者福祉長期計画」として策定するものです。

また、持続可能な社会の実現に向けてSDGsの取り組みが進められており、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの精神を踏まえた計画とします。

SDGs (エスディージーズ)
「Sustainable Development Goals」

貧困、エネルギー、気候変動など、21世紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が2030年までに目指す17の目標。



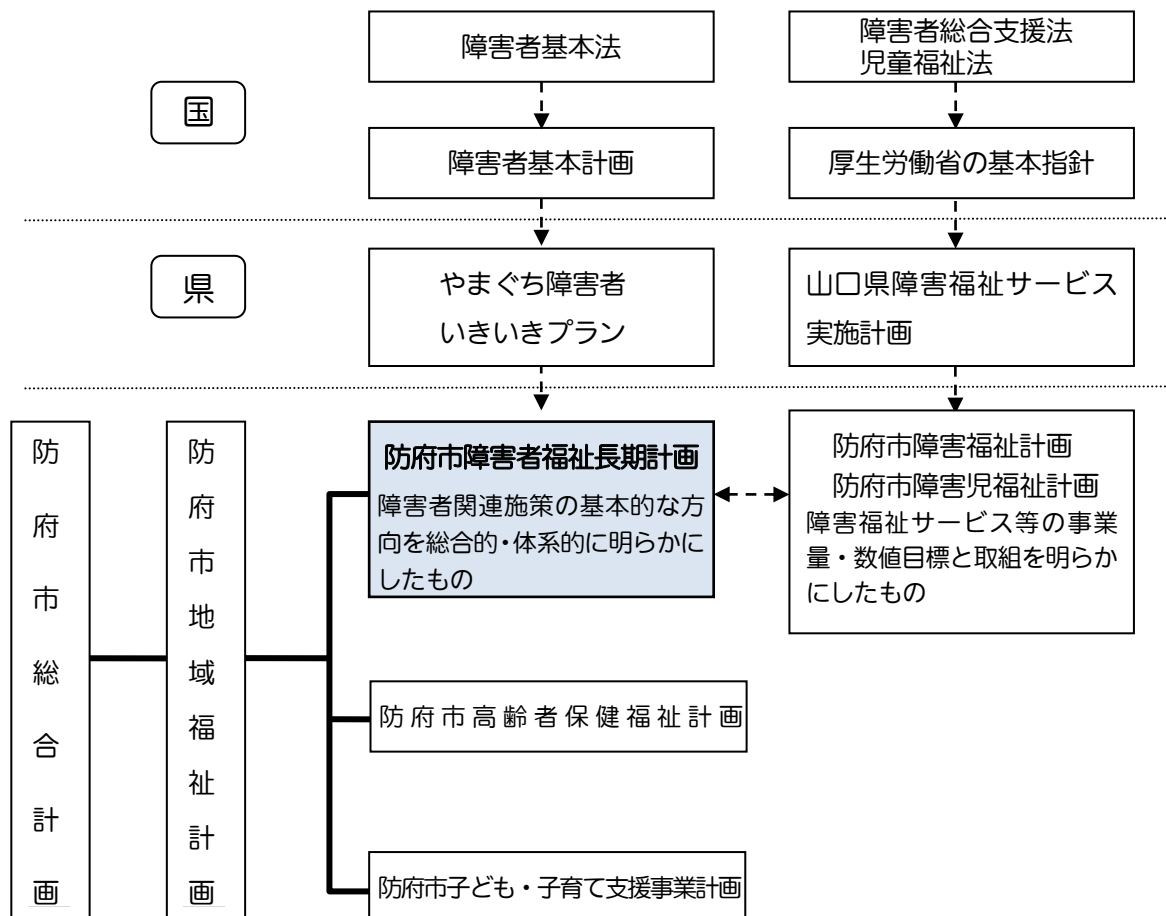
2 計画の位置付けと性格

この計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づく市町村障害者計画として位置付けられ、本市における保健、医療、福祉、教育、雇用、住宅等の各分野にわたる障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となるものです。

また、「第五次防府市総合計画」に掲げられた「明るく豊かで健やかな防府」を実現するための行動計画としての性格を有しています。

【防府市障害福祉計画・防府市障害児福祉計画との関係】

防府市障害福祉計画は「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に、防府市障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく計画で、本計画の障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量の見込みや地域生活移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取組を示す計画です。



3 計画の期間

この計画の期間は、計画策定の趣旨のとおり、障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、また、障害福祉サービスに関する実施計画である障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間が国の基本指針により3年とされていることから、2期分と連動し令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間としました。

計 画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国の 計画	障害者基本計画(第4次) (H30~R4)					
県の 計画	やまぐち障害者いきいきプラン (H30~R5)					
	山口県障害福祉サービス実施計画 (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)					
市の 計画	第五次防府市障害者福祉長期計画 (R3~R8)					
	防府市障害福祉計画 (第6期) 防府市障害児福祉計画 (第2期)			防府市障害福祉計画 (第7期) 防府市障害児福祉計画 (第3期)		

4 計画策定の体制と経緯

■ 防府市障害者保健福祉推進協議会（委員 15 人）

この計画の見直しに当たっては、市民、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者と関係行政機関の職員で構成される「防府市障害者保健福祉推進協議会」において協議を行いました。

■ 防府市障害者福祉長期計画検討委員会（委員 25 人）

庁内関係各課の課長による「防府市障害者福祉長期計画検討委員会」を設置し、この計画の見直しに向けた協議を行いました。

■ 障害者等アンケート、障害者団体・保護者サークルアンケートとパブリックコメントの実施

広く市民の声をお聴きするため、障害者手帳をお持ちの人やお持ちでない人も含め、障害者団体及び保護者サークル・団体にアンケートを実施するとともに、パブリックコメントを実施しました。

・パブリックコメントの実施結果

- ① 提出期間 令和 2 年 12 月 25 日(金)から令和 3 年 1 月 25 日(月)まで
- ② 提出者数 1 人
- ③ 提出件数 2 件

■ 計画策定の経緯

日 時	内 容
令和元年 10 月 1 日～10 月 31 日	障害のある人等アンケートの実施
令和元年 10 月 1 日～11 月 30 日	障害者団体と保護者サークル・団体アンケートの実施
令和 2 年 8 月 19 日	第 1 回防府市障害者福祉長期計画検討委員会
令和 2 年 10 月 8 日	第 1 回防府市障害者保健福祉推進協議会
令和 2 年 11 月 12 日	第 2 回防府市障害者保健福祉推進協議会
令和 2 年 11 月 17 日	第 2 回防府市障害者福祉長期計画検討委員会

令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	パブリックコメントの実施
令和3年3月	公表